

平成26年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成26年 3月 7日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	池田高世偉	農林水産課長	佐々木千明
教育長	山本和博	上下水道課長	山崎龍一
総務課長	大庭孝久	建設課長	井川善寿
会計管理者	井川芳樹	総務学校教育課長	村上孝三
企画財政課長補佐	高梨勇光	生涯学習課長	濱田勉
税務課長	池田茂良	布施支所長	大上一郎
町民課長	名越玲子	五箇支所長	宮本智幸
福祉課長	阿部眞澄	都万支所長	田中秀喜
保健課長	長田栄	中央公民館長	高宮操
環境課長	山川由夫	行政係長	中村恒一
観光課長	吉田隆	財政係長	宇野慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 2人

1、町長追加提出議案の題目

議第 81 号 隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議第 82 号 隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部  
を改正する条例

議事の経過

議長（石田茂春）

おはようございます。ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、質疑

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 15時57分）

以上で、「質疑」を終了いたします。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 15時57分）

（全員協議会開会宣告 15時57分）

議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 16時17分）

ここで、時間延長についてお諮りします。

本日の会議を、午後 6 時まで時間延長したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

## 日 程 第 2、討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第62号「隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例」について討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11 番：高宮陽一 議員

11 番 ( 高 宮 陽 一 )

私は、議第 62 号「隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例」に反対の立場で討論を行います。反対の理由は、昨年 12 月定例会の反対討論や今定例会の一般質問でも申し上げたとおりであります。

何故、認識違いをしていたことを認めながらも強引に町政を進めようとするのか、不信感が増すばかりであります。

もちろん、町長の責任だけではありません。購入予算を認めた議会にも大きな責任があると思います。にもかかわらず、賛成討論をする議員は一人もいなく、ただ黙って採決に参加するだけであり、是非とも賛成討論を聞きたいものであります。

今、国政では、安倍総理が集団的自衛権の行使について、憲法解釈を変更してまで集団的自衛権の行使を閣議決定しようとしています。同じ自民党内にも、「もっと議論する必要がある。」とか、あるいは「PKO 法案や特措法のように基本法を作るべきではないか。」と慎重論もあります。まるで、隠岐の島町も安倍政権と同じような感じがいたします。まさに、“暴走する隠岐の島町”の現象ではないでしょうか。

公正で公平な行政運営をするためにも、町長並びに町執行部の皆さんは議会での質疑の経過、要望書の審査結果の取扱い等について真摯に受け止め、素直に議案を撤回すべきであります。また、事業の凍結という方法もあると思います。

昨日の一般質問では、市街地活性化にどう取り組むのか、ピア撤退による買物弱者のための公設ショッピングモールの議論もあったばかりであります。

リーダーとは“どうやるか”ではなく、“どうあるべきか”ということであり、公正・公平な行政運営をする姿勢が問われていることであり、観光客を優先するのか、隠岐の島町民の生活を優先するのか、まさに町長の政治姿勢が問われております。

松田町長の勇気あるリーダーシップを期待をして、反対討論を終わります。

**議長（石田茂春）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に、討論はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

### **日 程 第 3、採 決**

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第 62 号「隠岐の島町観光宿泊施設設置及び管理条例」を採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

「起立・多数」であります。

従って、議第 62 号は原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

### **日 程 第 4、町長追加提出議案の上程**

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の議第 81 号「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 82 号「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の 2 件を一括して議題とします。

### **日 程 第 5、提案理由の説明**

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 2 件の議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

番外：町長

**番外（町長 松田和久）**

本日、追加提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議第 81 号の「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 82 号の「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額するものでございます。

減額措置の期間は、本年 4 月 1 日から来年 3 月 31 日までの間でありまして、減額率につきましては、町長 5 パーセント、副町長 3 パーセント、教育長 3 パーセントをそれぞれの給料月額から減額するものであります。

以上、本日提案をいたしました 2 件の議案につきまして、慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（石田茂春）**

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

## **日 程 第 6、質 疑**

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 6 時 2 4 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 6 時 2 4 分 ）

**議長（石田茂春）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 6 時 3 2 分 ）

以上で、「質疑」を終了いたします。

## **日 程 第 7、議案の委員会付託**

「議案の委員会付託」を議題といたします。

お諮りします。

議会初日に提出されました町長提出議案の、議第 10 号から議第 61 号までの計 52 件及び議第 63 号から議第 80 号までの 18 件、並びに本日提案されました、議第 81 号から議第 82 号までの 2 件、計 72 件についてお手元の「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

従って、議案 72 件は、「議案付託表」のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 日 程 第 8、休会について

「休会について」を議題といたします。

3 月 10 日、11 日、12 日は、常任委員会開催のため、本会議を休会にいたしたいと思いません。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、3 月 13 日に開催し、委員長報告、討論、採決などを行います。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告 16 時 34 分 )

以 下 余 白